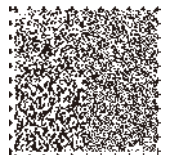




私たちが、変えていく。

— 性暴力のない福岡県を目指して —



性暴力のない福岡県を目指して

令和2年5月に、福岡県性暴力根絶条例が全面施行されました。

福岡県では、県民全ての力で性暴力を根絶し、被害者も加害者も出さない社会、性暴力を許さず、被害者に寄り添う心を共有する社会をつくるため、「性暴力根絶に向けた指針」を策定し、性暴力のない福岡県を目指して、様々な取組みを進めています。

【性暴力とは】

性暴力とは、望まない・同意のない性的な行為や発言をいいます。

性暴力は、自分の気持ちが尊重されず、自分の身体に関することを自分で決める権利が否定される人権侵害です。

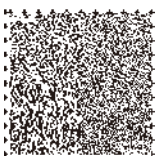
同意は、対等な関係であり自発的に決めることができる状況下で成り立つものです。そのような状況にない中で承諾を得ても、同意があるとはいえません。

〔同意があるとはいえない例〕

- ・子どもや障がいがある等で、行為の意味を理解していない人に性的行為を行う
- ・アルコール、薬物の影響で意識が朦朧としていて、意思表示できない状況にある人に性的行為を行う
- ・上司と部下、教師と生徒、指導教官と学生、先輩と後輩、監督・コーチと選手、親と子等、対等ではない立場を利用して性的行為を行う
- ・配偶者やパートナー・恋人どうしであることを利用して一方的な性的行為を行う
- ・以前は同意していても、いま同意が確認できていない時に性的行為を行う

性暴力となる行為の例

- ・同意のない、体への接触
- ・同意なく、身体部位または物をもって膣、肛門または口への性的性質の挿入行為を行うこと
- ・痴漢
- ・盗撮
- ・着替えやトイレ・入浴をのぞくこと
- ・性的な画像や写真等を見せる、送りつける、送るよう要求すること及び、ネットに配信すること
- ・性的な冗談やからかい
- ・AVへの出演強要
- ・人身取引による強制売春、性奴隷や強制的な結婚
- ・セクシュアル・ハラスメント
- ・ストーカー行為
- ・避妊に協力しないこと
- ・中絶を繰り返させること



【性暴力被害に見られる特徴】

性暴力は、被害にあった人や周囲の人に長期にわたって深刻な影響を与えることがあります。

こころ

- ・フラッシュバックやパニックなどの症状
- ・自分を責める気持ち
- ・孤立感
- ・人が怖い
- ・集中できない
- ・イライラしやすい

からだ

- ・眠れない
- ・食欲がない
- ・朝起きられない
- ・からだの痛み

性の健康

- ・性感染症
- ・望まない妊娠
- ・妊娠中絶

二次的負担

- ・司法手続き
- ・転居
- ・転校・退学
- ・転職・離職
- ・通院
- ・これらに伴う経済的負担

子どもが被害にあった場合、将来にわたって影響が続くこともある

性暴力に関する誤った固定観念から、被害者が責められたり、二次被害^(※)を受けたりすることがあります。

※二次被害：周囲の性暴力に対する偏見、無理解等による心ない言葉や行動により、被害者がさらなる精神的苦痛を受けること。

- ・本当に嫌なら抵抗できるはずだ
- ・加害者は見知らぬ人
- ・露出度の高い服を着ているから被害にあう
- ・被害にあうのは夜遅い時間に歩いているときだけ
- ・女性が挑発するから被害にあう
- ・被害にあうのは若い女性だけ
- ・かわいいから被害にあう
- ・抑えきれない性的衝動が原因
- ・男性の性欲処理のために性暴力被害を受けても仕方がない
- ・女性には「強姦願望がある」
- ・被害時に拒否や抵抗を示さなければ同意していたのと同じ

本当は…

- ・身体が固まってしまい、抵抗できない
- ・加害者の大半は顔見知り
- ・服装と被害は関係ない
- ・昼間・屋内での被害も多い
- ・悪いのは加害者である
- ・性別・年齢にかかわらず、被害が生じている
- ・容姿と被害は関係ない
- ・計画的な犯行が多く、また、夫婦間、恋人間における支配やコントロールに基づく性的な行為も性暴力である
- ・自分(行為を受けた側)が望まない行為は性暴力であり、あってはならないことである
- ・ポルノ映画や雑誌等で描かれたものは演出であり、現実ではない
- ・同意は対等な関係であり、自発的に決めることができる状況下で成り立つ

二次被害となる言葉かけの例

責める

「なんでふたりきりになったの」

「なんで今まで話してくれなかったの」

脅す

「病院に行かないと大変!」

軽視する

「そのうち忘れられる」

「時間が経てば元気になる」

疑う

「本当?」

決めつける

「トラウマ反応が出るはず」

「話すことが必ず回復につながる」

否定する

「許してあげたら?」

「そろそろ立ち直ってもいい頃じゃない?」

押し付ける

「警察に行くべき」

「家族に話すべき」

「気分転換が必要」

「元気でいてください」

比べる

「あなたの場合はひどすぎる」

「あなたはましな方」

分析する

「本当はそう思っていないはず」

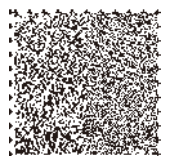
安易な保証

「大丈夫」

「良い方向に進むはず」

リードする

「すべてまかせて(できないことの約束)」



【性暴力をなくすために】

性暴力が起きる背景には、「女性は男性に従うべき」「少々暴力的な方が男性らしい」といった性差別や暴力を容認する考えがあります。

どんな環境下でも、

性暴力の責任は加害者にあり、許されるものではありません。

被害にあった人が、二次被害を受けることなく相談し、

安全・安心を確保され、

必要な支援を受けられる環境が必要です。

県民の皆様、事業者の皆様の力で、

性暴力のない福岡県を作っていきます。



県民が行うこと

県民は、性暴力の加害者、二次加害^(※)者、傍観者にならないよう配慮し、以下のような対応を行うことが求められます。

※二次加害:二次被害を与える行為

- 身近にある性暴力に気づき、傍観者にならない
- 「被害者にも落ち度がある」などの性暴力に対する誤った認識をなくす
- 相談できる窓口があることを被害にあった人に伝える
- 子どもの被害については、周囲の大人が気づいて、相談機関につなげる

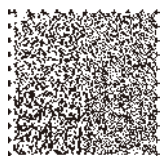
事業者が行うこと

上記に加え、事業者自らも同様の対応を行うとともに、

性暴力が発生しにくい就労環境の整備その他雇用管理上必要な措置を講じるよう努めるものとし、

性被害又は二次被害を申し出た者がいるときは、適切に対応しなければなりません。

- 就業規則に性暴力を許さないことを明示する
- 従業員に対して、性暴力を防止するための啓発・教育を継続して実施する
- 男女の固定的な性別役割分担を前提とした業務上の配置や職務分担を行わない
- 相談窓口を設置し、適切な対応ができる相談員を配置する
- オフィスの可視性を高めたり、防犯カメラを設置したりする等、性暴力が起きにくい就労環境を整備する
- 被害にあった人が安心して就労を続けられるようプライバシーの確保や休暇を取得させるなど必要な措置をとる
- 被害者の意向を踏まえた上で、加害者に対して厳正な対応を行う



【二次加害者、傍観者にならないための心がけ】

被害にあった人との接し方

被害にあわれた方の安全を確保してください

被害にあわれた方は今、安全な場所にいますか？ 被害場所にどまっていたり、加害者に居場所を知られてはいませんか？ 電話番号やメールアドレスなどを知られてはいませんか？ 守ってくれる人はそばにいますか？ 緊急の場合は、110番など警察に連絡してください。

「あなたは悪くない」と、くりかえし伝えてください

被害にあわれた方は、「私のせいで」「私があつたとき、あの場所にいたから」など、自分を責める気持ちが何度も起こります。被害にあわれた方には何の落ち度も責任もないことを、何度でも、くりかえし伝えてください。

あなた自身のこころとからだにも気を配り、無理をしないでください

性被害は、直接の被害者だけでなく、そのまわりの人々にも影響を及ぼします。被害にあわれた方を身近に支える立場となった人も悩み、傷つき、精神的負担を感じることがあります。あなた自身の気持ちがしんどくなってきたら、相談窓口をご利用ください。

気持ちをていねいに聞き、そのまま受け止めてください

性暴力被害のあとは、ふいにさまざまな感情がわき起こることがあります。その感情を否定せず、被害を軽く見ることなく、「そんな気持ちなんだね」と、落ち着いてそのまま受け止めましょう。安易な同調や励ましは、かえって被害にあわれた方を傷つけることもあります。

信じて話を聞いてください

被害にあわれた方の説明は、あいまいだったり、つじつまが合わないように感じられることがあります。それは、ショックのために記憶がはっきりしないためかもしれません。また、あなたに心配をかけたくない、わかってもらえないかもしれないと思って、全てを話さないこともあります。まずは否定したり疑ったりすることなく話を聞き、受け止めることが大事です。（ただし、間違っと思ひ込みで自分を責めているときは、そうした思ひ込みを訂正することが役に立ちます）



気をつけてほしいこと

被害を軽く見たり、本当に事実なのかを疑ったりしないでください

今の気持ちを否定するようなことを言わないでください

被害にあわれた方を責めないでください

問いつめるような言い方や聞き方をしないでください

「加害者に復讐する」と怒ったりすることで、被害にあわれた方を怖がらせないでください

本人の望まない行動をとらないようにしてください

性暴力被害からの回復には個人差があります

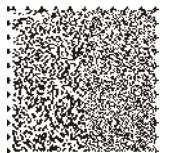
長い長い時間がかかる場合も少なくありません。急かさず、じっくり本人のペースを見守る姿勢でいきましょう

あなた自身が、がんばりすぎないでください

被害にあわれた方は大きな傷つきを経験しています。被害後の反応や状態、回復までにかかる時間や道のりはそれぞれ違います。その方の状況に合った対応をすることが大切です。まずはご相談ください。

さらに、条例第9条第2項に規定するように、性暴力の発生場所、状況その他の内容及び当該性暴力の被害者の氏名、住所、職業、年齢等^(※1)、性暴力の被害者を特定し得る情報^(※2)を、その真偽にかかわらず、他人に伝え、又はインターネット、電子メールその他の情報通信ネットワークを通じて流布させる行為^(※3)は、重大な人権侵害に当たるとおそれがあることから、許されないことを認識する必要があります。

※1 これには、被害者の氏名、住所、職業、年齢はもちろんのこと、当該被害者の置かれた状況・事情によって個別的に取扱を配慮すべき情報が様々にあることに留意する必要がある。
※2 この情報には、言葉で表現されるものだけでなく、例えば、被害者の家が特定され得る形で住居の写真と文章を合わせて流布させる等、写真や動画等も含む被害者に関わるあらゆる情報が含まれる。
また、加害者と被害者の関係が近い場合に加害者側の情報を流布することで被害者の情報が明らかになる場合もあることから、加害者側の情報の取扱にも注意する必要がある。
※3 この行為に該当するかどうかは行為を行った者の悪意の有無に関わらず、被害者側の被害の有無やその大きさにより判断されるものであり、情報を取り扱う側が十分注意する必要がある。



福岡県性暴力根絶条例の概要

【福岡県における性暴力を根絶し、性被害から県民等を守るための条例 (平成31年福岡県条例第19号)】

目的

性犯罪をはじめとする
性暴力を根絶し、
性被害から県民等を守る

性暴力の被害者を支援するため、性暴力の根絶及び被害者の支援に関し

- ・基本理念及び基本方針を規定
- ・県、県民、事業者及び市町村の責務の明確化
- ・性暴力の根絶及び被害者の支援に関する基本的な施策を規定

県民が安心して安全に暮らせる地域社会の形成

主な内容

教育・啓発

- ・法令及び条例では初めて「性暴力」を定義し、県民等にこれを禁じる行動規範を規定
- ・学校における性暴力根絶及び性暴力の被害者支援に関する総合的な教育の実施

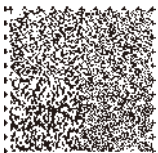
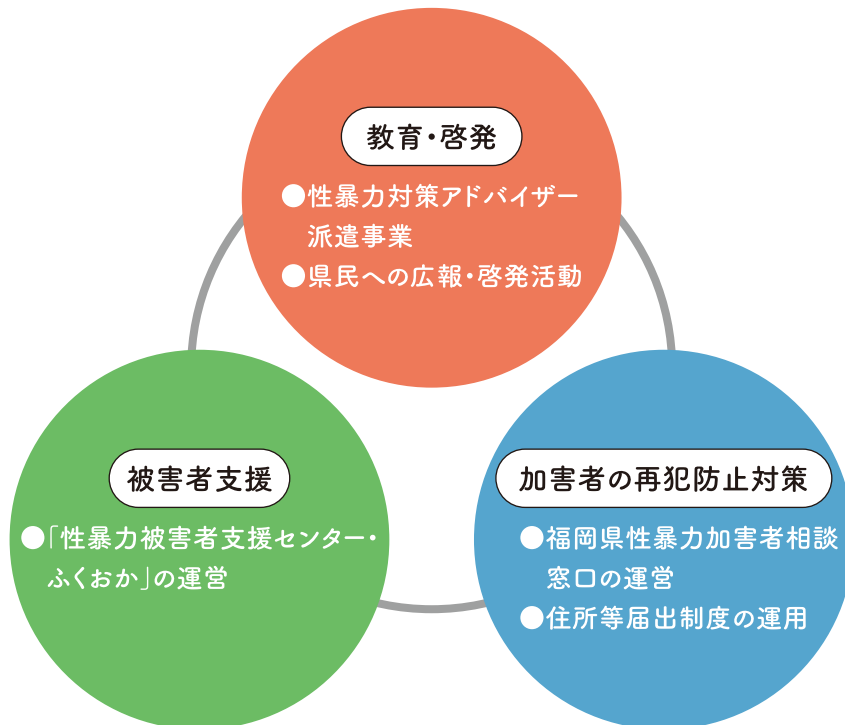
被害者支援

- ・性暴力の被害者の支援に関する総合的な窓口の設置
(現在の性暴力被害者支援センター・ふくおかの体制を強化)

加害者の 再犯防止対策

- ・子ども(18歳未満)への強制的性交等、強制わいせつなどの性犯罪で服役した元受刑者が県内に住所を定めた場合、氏名、住所、連絡先、罪名等を知事に届け出るよう義務付け(刑期満了の日から5年を経過する日前まで)
- ・元受刑者からの申し出又は知事の勧奨により、再犯防止指導プログラムや治療を受けることができるよう支援
- ・再犯防止を含む社会復帰の支援と指導のため、加害者専用相談窓口を設置

●施策体系



→3つの取組を柱として、福岡県から性暴力の根絶を目指します

【性暴力対策アドバイザー派遣事業】

小学校、中学校、高等学校などにおいて、
性暴力根絶等に関する総合的な教育を行う
性暴力対策アドバイザー派遣事業を実施しています。



派遣対象

- ・小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校
- ・大学、高等専門学校、専修学校、各種学校
- ・行政機関、事業所、地域の団体等

アドバイザー

福岡県臨床心理士会や性暴力関係機関等の推薦を受け、
県が実施する養成講座を修了した方にアドバイザーを委嘱します。

教育・啓発の内容

自分も相手も大切にコミュニケーション力を身につけること、
性被害のことや、被害にあった場合に
助けを求めることの大切さや方法を学ぶことを目的に、
発達段階に応じた到達目標を設定し、
専用テキストでの授業を行っています。

小学校低・中学年:「大事なところ」について知る。

小学校高学年:「境界線」について知る。

中学校:性暴力は権利の侵害であることを知る。

高等学校:性暴力の実態と社会の取り組みを知る



派遣の申し込み・問い合わせ先
福岡県人づくり・県民生活部
生活安全課性暴力・犯罪被害対策係

092-289-9395



性暴力被害にあわれた方へ

誰にも相談できず、ひとりで悩んでいませんか？

あなたが望まない性的行為は性暴力です。

性暴力はあなたに対する人権侵害です。

相手との関係、あなたの年齢、立場、セクシュアリティなどは関係ありません。

あなたは、なにも悪くありません。被害にあったら、ひとりで悩まずご相談ください。



性暴力被害者支援センター・ふくおかについて

性暴力の被害にあわれた方(性別は問いません。)を支援するために設置した相談窓口です。

性暴力の被害にあわれた方が、安心して相談でき、

医療面のケアなどの必要な支援を受けることができるよう、

24時間・365日、年中無休で相談をお受けしています。

相談は無料です。匿名でご相談いただけます。相談内容について、秘密は守ります。

相談員が、まずはお電話にてご相談をお受けします。

被害にあわれた方の気持ちを尊重しながら、支援を行います。

性暴力被害者支援センター・ふくおかでできること

医療機関への付き添い

当センターと提携している医療機関をご紹介します
受診(診療・性感染症の検査・緊急避妊薬の処方など)に
付き添います
医療費が公費負担となる場合があります

警察への付き添い

警察への届け出を望む場合、
警察と連絡をとり、届け出に付き添います
裁判所、検察庁や行政窓口などにも付き添います

弁護士による法的支援

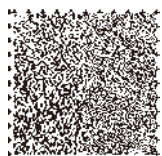
弁護士が
法的なご相談をお受けします
ご相談の際は、
弁護士事務所などに付き添います

カウンセリング

臨床心理士が
お話をうかがいます

緊急時の宿泊所の提供

当センターと提携している
宿泊施設をご紹介します



詳しい情報はWEBをご覧ください

性暴力被害者支援センター・ふくおか

検索



相談専用電話 / 24時間・365日(年中無休)

092-409-8100

または

#8891

はやくワンストップ

秘密厳守

相談無料

福岡県性暴力加害者相談窓口

性に関する問題には、治療が必要な場合など、あなた1人だけでは解決できないことがあります。あなたが加害・再犯をしないで、社会の中でよりよく生きていけるよう、私たちがあなたをサポートします。1人で悩まず、ご相談ください。

支援の流れ

電話相談

まずはお電話ください。
来所日時の予約を受け付け
ます。

面接相談(予約制)

資格を持った専門スタッフが
面接相談を行います。
ご事情をお伺いし、支援内容を
検討します。

再犯防止・社会復帰支援

- ・再犯防止専門プログラムの実施
- ・社会復帰のための就労等の生活自立支援
- ・問題行動を是正するための専門医療機関等の紹介
など

「個人情報保護方針」を定め、厳格な個人情報管理を徹底します。

【相談時間】 平日9:00～17:00

【相談専用電話】 **092-289-9398**

住所等の届出について

条例第17条の規定に基づき、子ども(18歳未満の者)に対する性犯罪を犯し、その罪に係る刑期の満了した日から5年以内に福岡県内に住所又は居所を定めた場合、14日以内に住所等の届出をする必要があります。

なお、条例第22条の規定に基づき、この届出をしない場合、又は虚偽の届出をした場合は5万円の過料が課されます。

[対象の罪]

強制わいせつ罪／強制性交等罪／準強制わいせつ、準強制性交等罪／監護者わいせつ、監護者性交等罪／強制わいせつ致死傷罪、強制性交等致死傷罪／準強制わいせつ致死傷罪、準強制性交等致死傷罪／監護者わいせつ致死傷罪、監護者性交等致死傷罪／営利目的等略取罪及び誘拐罪(わいせつ目的の場合)／強盗強制性交等罪、強盗強制性交等致死罪／児童に淫行させる行為(児童福祉法第60条第1項の罪)／児童ポルノ製造罪(児童買春、児童ポルノに係る行為等の規約及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第7条第4項の罪)／常習強盗強制性交等罪

届出に必要なもの

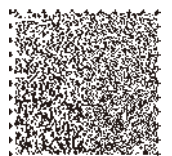
- 1.届出書
- 2.在所証明書の発行に係る同意書

※これらの様式は、福岡県のホームページで入手できるほか、電話で問い合わせいただければ、郵送します。

届出の方法

- ・届出の方法は、来所又は郵送とします。
- ・届出にあたっては、来所又は郵送先をお伝えするため、
上記記載の相談専用電話にお電話ください。

※届出られた情報は、条例第17条第4項の規定に基づき、届出者の再犯防止及び社会復帰に向けた情報提供、助言、指導その他の支援の目的以外には使用しません。
※届出を受け付けた後は、届出者の意向に応じ、再犯防止及び社会復帰のための支援を行います。



福岡県性暴力根絶条例

施行日 第1条～第10条：平成31年3月1日
第11条～第16条、第20条、第21条：令和2年4月1日
第17条～第19条、第22条：令和2年5月1日

目的（第1条）

性犯罪をはじめとする性暴力の根絶及び被害者の支援に関する基本理念、基本方針及び基本的な施策等を定めることにより、県民が**安心して安全に暮らせる地域社会を形成することを目的とする。**

基本理念（第3条）

次に掲げる事項を基本理念として、県民全ての力で性暴力を根絶し、**被害者も加害者も出さない社会、性暴力を許さず、被害者に寄り添う心を共有する社会**をつくる

- 性暴力を根絶し、性別を問わずあらゆる人が、尊厳をもって生きることができるようにならなければならないこと
- 親族、地域住民、関係行政機関等が連携協力し、子どもを性暴力から守らなければならないこと
- 性暴力及びその被害者に関する誤った自己責任論や偏見を払しょくするなどにより、被害者への二次的被害を生じさせない行為（以下「二次的加害行為」という。）を根絶しなければならないこと
- 性被害が発生したときは、二次的加害行為その他の新たな人権侵害となる行為の防止を最優先とすること

基本方針等（第4条）

○県、市町村その他の関係機関、関係団体は、次の基本方針にのっとり、性暴力の被害者支援及び性暴力の根絶に取り組む

- ①条例に基づく取組は、性暴力に関する法令の規定に基づく取組と連携し、適切な役割分担の下にこれを補完すること
- ②性暴力の被害者が加害者と社会生活上何らかの関係を有し、かつ、対等な立場でない場合は、新たな被害又は不利益が生じないよう、周囲の関係者と連携して、当該被害者の安全の確保と利益の保護を図ること
- ③性被害やその兆候を見逃したり、傍観せず、被害者の視点に立って性被害を阻止する意識を広く県民に定着させること
- ④子どもや心身に障がいがある者に対する性暴力については、学校、施設、病院その他の関連する業務を行う団体の職員等が、子ども等を見守り、その性被害を早期に発見し、阻止する責務を有することを自覚して行動するとともに、発見したときは関係機関に通報し、県その他関係機関が連携して、当該子ども等の保護その他必要な措置を迅速に講ずること

責務（第5条～第8条）

- 県：
関係機関・関係団体と連携体制を整備し、性暴力根絶に向けた総合的な施策を講じる市町村の取組を支援し、性暴力根絶又は性被害に関する支援を行う民間団体への支援に努める
- 県民：
性暴力及びその被害者に関する理解を深め、性被害及び二次的被害を発生させないように配慮するとともに、条例に基づく県・市町村の取組に協力
- 事業者：
事業所においてセクシュアル・ハラスメント等の性被害又は二次的被害が発生しないよう、県・市町村等が実施する研修に従業員が参加できるように配慮する
性暴力が発生しにくい就業環境の整備等の雇用管理上必要な措置を講じるよう努めるとともに、性被害及び二次的被害を申し出た者に適切に対応
- 市町村：
性暴力事案が発生しにくい生活環境の整備等、性暴力根絶に向けた取組を推進するとともに、性暴力根絶及び性暴力被害者の支援に関する住民の理解を促進するよう努める

行動規範（第9条）

県民等は、性犯罪の発生場所、状況及び被害者の氏名、住所、職業等の被害者を特定しうる情報を、その真偽にかかわらず、他人に伝え又はインターネット等を通じて流布させる行為は行わないものとする（報道機関による報道及び被害者の意思に基づき行うものは除く）

率先垂範（第10条）

知事、県議会議員、県職員等は、県民に範を示すべき立場を深く自覚し、基本理念にのっとり自らの認識と行動を厳しく律するとともに、固い決意をもって、性暴力根絶に率先して取り組む

教育・研修・広報啓発等

- 性暴力根絶等に関する教育活動（第11条）
 - ①小学校・中学校・高等学校等のうち公立の学校長は、児童・生徒に対し、発達段階に応じた性暴力根絶・性暴力被害者の支援に関する総合的な教育を行うよう努める
 - ②私立学校は、上記①に準じた教育を行うよう努める
 - ③上記①、②の教育は、県が派遣する専門的な知識・経験を有する専門家によって行う
- 性暴力根絶等に関する研修等（第12条）
 - ①条例施行に関し重要な役割を担う者等に対し、専門的な研修、性暴力に適切に対処し傍観者とならない対処方法等に関する研修を実施する
 - ②県は、率先垂範を求められる県職員等に研修を行うとともに、市町村職員等・大学の学生等に対し、上記①と同様の研修を受ける機会を提供する
- 性暴力根絶等に関する広報・啓発等（第13条）
あらゆる機会を活用し、広報・啓発活動を推進することにより、条例の趣旨の周知に努める

性暴力被害者支援

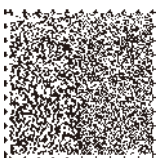
- 総合窓口の設置・関係機関との連携（第14条）
 - ①性暴力被害者の支援に関する総合的な窓口（支援センター）を設置し、その周知に努める
 - ②支援センターの業務
 - ・専門の相談員による相談
 - ・被害者が必要とする支援制度、専門機関の紹介
 - ・医療機関、警察署等への付添い及び助言
 - ・被害直後の医療的緊急対応及び証拠採取に係る援助、必要と認められる期間にわたる精神医学的支援の提供
 - ・弁護士等による法的支援等
 - ③支援センターは、医療機関、県警察、関係機関、関係団体、弁護士等の専門家と連携して、上記②の業務を行う
- 性暴力及び性被害に関する相談等（第15条）
 - ①性暴力による危険に直面し、又は性被害を受けた者は、性暴力への対応又は性暴力被害について、支援センターに相談できる
 - ②上記①の相談内容に関し、警察署その他の専門機関等に引き継ぐとともに、当該機関等との連携の下、相談者への支援を継続する
- 医療機関の取組（第20条）
医療機関は、性暴力被害者が受診したときは、プライバシーに配慮するとともに、証拠資料の採取への協力、性被害に伴う疾病の予防・治療、その他心身に受けた被害回復の支援等、被害者の状況に応じた対応に努める

性被害事案に関する協議・検討

- 性被害事案に関する協議・検討（第16条）
 - ①性暴力被害者支援のあり方、性暴力根絶に向けた取組等を検討するため、県は、関係機関及び有識者との協議・検討の場を設ける
 - ②上記①の協議・検討の場で、性暴力となる行為に関する考え方、指針等を検討し、その成果を公表

加害者の社会復帰支援

- 住所等の届出義務・過料（第17条・第22条）
 - ①子どもに対し性犯罪を犯した者が、刑期の満了日から5年以内に本県に住所（居所）を定めたときは、14日以内に下記事項を知事に届け出なければならない
 - ・氏名・住所（居所）・性別・生年月日、連絡先・罪名・刑期の満了日
 - ②届出内容に変更が生じたときも、上記①に準じて届け出なければならない
 - ③上記①の届出をした者が、本県以外に住所（居所）を定める場合も知事に届け出なければならない
 - ④上記①で取得した情報は、対象者の再犯防止及び社会復帰支援に向けた情報提供、助言、指導等の支援の目的以外に使用してはならない
 - ⑤上記①、②の届出をせず又は虚偽の届出をした者は5万円以下の過料に処する
- 受診の勧奨と社会復帰の支援（第18条）
 - ①性犯罪再犯防止の専門的指導プログラム・治療を受けることを支援するものとし、プログラム等を受けること又はこれを継続することが特に必要と認める者には勧奨することができる
 - ②上記①に要する費用は、予算の範囲内において県が支弁する
 - ③子どもに対する性犯罪に関する刑の執行を猶予された者、起訴猶予とされた者、罰金刑に処された者についても、上記①、②を準用する
- 加害者等からの相談（第19条）
 - ①性暴力加害者が、再発防止・社会復帰を望むときは、県が設置する窓口で相談し、支援を求めることができる
 - ②性犯罪を犯した後本県に住所（居所）を定めた者が、精神科医等の専門家による治療又は社会復帰のための指導を受けることを望むときは、矯正施設、保護観察所等の関係機関と連携し、当該受刑者の情報を登録するよう求め、定期的に必要な治療や指導が受けられるよう措置する



発行日／2021年3月 発行元／福岡県 人づくり・県民生活部 生活安全課

〒812-0053 福岡県福岡市東区箱崎1-18-1

TEL:092-289-9395 FAX:092-289-9397

Email:anzen@pref.fukuoka.lg.jp